

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル実施要綱（令和7年4月1日6小都整第2873号。以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、本プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

別添「こまき巡回バス運行事業概要」による。

3 事業期間及び履行期間

(1) 事業期間

協定を締結した日～令和13年3月31日

(2) 履行期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 予算額

こまき巡回バス運行事業は、運行経費から料金等の想定収入を除いた金額をこまき巡回バス運行負担金（以下「負担金」という。）として予算計上している。年度毎の上限額は、次表のとおりとする。

年度	上限額（負担金）
令和8年度	390,200,000円
令和9年度	402,200,000円
令和10年度	406,200,000円
令和11年度	417,200,000円
令和12年度	429,200,000円

5 選定方式等

(1) 選定方式

本プロポーザルは、二段階で審査を実施する公募型プロポーザル方式とし、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）の選定は、こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ア 第一次審査（書類審査）

委員会において実施要綱第5条に規定する提出書類（以下「提出書

類」という。)を審査し、評価の高い者から第二次審査の出席要請者として5者以下を選定する。

イ 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

実施要綱第6条に規定する提出者(以下「提出者」という。)による提出書類の説明(プレゼンテーション)及び委員会委員によるヒアリング並びに審査を実施し、最適者及び次点者1者を選定する。

(2) 評価基準

委員会は、下記評価基準に基づいて各委員による採点を行い、選考は、各委員の採点の合計点の高い者を上位とする。なお、各委員の採点の合計点が同点となり順位を決定できない場合は、委員会での協議により決定する。

評価項目		評価基準		配分(点)	
				一次	二次
1	提出者の実績及び実施体制	事業実績	10	10	
		事業実施体制	30	30	
2	運行の安全性	国土交通省による処分状況	10	10	
		重大事故の発生状況	10	10	
		緊急時の対応能力	20	20	
3	提案内容	収益拡大及び経費削減	-	15	
		高齢者、障がい者等の対応	-	10	
		交通DXに関する取組み	-	10	
		運行ダイヤ	-	10	
		地域特性への理解	-	5	
4	取組み意欲	プレゼンテーション能力	-	10	
		コミュニケーション能力	-	10	
合計			80	150	

※上記評価項目のうち「提出者の実績及び実施体制」の「事業実績」は、第一次審査において審査した点数を第二次審査の点数とする。なお、第一次審査を省略する場合は、第二次審査において審査する。

※第二次審査においては、すべての審査委員の評価点が評価点の満点(150点)の6割以上であった者の中から、最適者を選定する。

6 実施スケジュール（予定）

項目	日程
実施要綱等の発表	令和7年4月15日
質疑受付	令和7年4月15日から 令和7年4月28日まで
質疑に対する回答	令和7年5月2日
参加表明書等の提出期限	令和7年5月16日まで
第一次審査	令和7年5月28日
結果発表	令和7年6月上旬
第二次審査	令和7年6月上旬
結果発表	令和7年6月中旬

※項目内に期限の表示のあるものは、日程に掲げた日の午後5時までを期限とする。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※第一次審査を省略する場合、令和7年5月28日に第二次審査を実施する。

7 参加資格及び条件

- (1) 実施要綱第3条各号のいずれにも該当する者
- (2) コミュニティバス（地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号）別添2「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」の2の(1)に規定する乗合バスをいう。以下同じ。）の運行実績（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に規定する路線定期運行による運行の態様に限る。以下同じ。）がある者

8 参加手続き等

- (1) 説明会

プロポーザル実施に関する説明会は実施しない。

- (2) 質疑応答

ア 提出物

質問書（様式第1）

イ 提出方法

電子メールにより、令和7年4月28日（月）午後5時までに事

務局へ提出すること。また、到達等の確認をされたい場合は事務局へ問い合わせること。

ウ 回答

一括して質問回答書としてとりまとめ、市ホームページで回答を公表（質問者の名称等は非公表）する。

(3) 参加表明

ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2）
- ② 技術提案書（任意様式）

イ 提出方法

電子メールにより、令和7年5月16日（金）午後5時までに事務局へ提出すること。また、到達等の確認をされたい場合は事務局へ問い合わせること。

ウ 技術提案書の記載内容

技術提案書の記載内容は以下のとおりとする。なお、技術提案書は、小牧市地域公共交通計画（令和7年3月策定）の趣旨及び令和8年度こまき巡回バス再編に係る基本方針（令和7年3月策定）を理解した上で作成すること。また、小牧市の地域特性（地域公共交通の現状を含む）を踏まえた内容とすること。

小牧市地域公共交通計画の掲載場所

URL

:

<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshiseibi/2/3/tiikikoukyoukoutuukeikaku/43058.html>

① 会社概要

- ・「設立年月日」「資本金」「従業員数」「車種別保有車両数」「主要事業の概要」を記載すること。
- ・「従業員数」については、「大型二種免許を取得している従業員の数」「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者（以下「運行管理者」という。）の数」「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者（以下「整備管理者」という。）の数」を記載すること。

② コミュニティバスの運行実績

- ・「事業名」「発注者名」「契約期間」「事業の概要（運行系統、運行回数、始発及び終発の時刻、配置した事業用自動車の数、専属で配置した運転手の数）」を記載すること。

③ 事業実施体制

- ・「運行管理体制」「整備管理体制」「車両配備計画」「運転手の選任計画」「運転手の教育体制」「苦情対応体制」を記載すること。
- ・「運行管理体制」については、営業所、休憩・睡眠及び仮眠のための施設及び自動車車庫の「所在地」「所有・借用の別」、本事業に選任予定の運行管理者の「職氏名」「運行管理者資格者証交付年月日及び資格者証番号」「業務実績（担当した業務内容及びその経験年数）」「担当する業務内容」「指揮命令系統」を記載すること。
- ・「整備管理体制」については、本事業に選任予定の整備管理者の「職氏名」「業務実績（担当した業務内容及びその経験年数）」「法定業務の実施方法」を記載すること。
- ・「車両配備計画」については、本事業に配備予定の「車種」「年式」「新規購入の有無」「環境配慮型車両の有無」を記載すること。
- ・「運転手の選任計画」については、「勤務体制」「配置予定の運転手のコミュニティバスとしての実務経験」「新規採用計画」について記載すること。
- ・「運転手の教育体制」については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号）に基づき、営業所内で実施している教育内容を記載すること。
- ・「苦情対応体制」については、利用者からの苦情対応等に関する体制、苦情対応マニュアル等を記載すること。

④ 運行の安全性

- ・「国土交通省による処分の状況」「重大事故の発生状況」「緊急時の対応能力」を記載すること。
- ・「国土交通省による処分の状況」については、令和2年4月以降における国土交通省による一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の有無について記載すること。なお、有りの場合は、「処分を受けた年月日」「処分内容」「違反内容」「違反条項」「その後の対応」を記載すること。
- ・「重大事故の発生状況」については、令和2年4月以降における重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条における事故）の発生の有無について記載すること。なお、有りの場合は、「重大事故を起こした年月日」「重大事故の

概要」「再発防止対策」を記載すること。

- ・「緊急時の対応能力」については、「事故等発生時の処理体制」「事故発生時の損害賠償能力」「災害発生時等緊急時の対応能力」「予備車両の配備状況」について記載すること。

⑤ 本事業の実施に向けた提案

- ・本事業における「収益拡大及び経費削減につながる提案」「高齢者、障がい者等の対応に関する提案」「交通 DX に関する取組みについての提案」「乗り継ぎの不便さの軽減や民間路線バスとの重複区間の考慮及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を遵守した運行ダイヤに関する提案」を記載すること。

⑥ 見積金額

- ・運行経費の見積金額及び積算内訳を消費税及び地方消費税込みで記載すること。
- ・見積金額の積算内訳は、年度別の必要経費が項目ごとに詳細に分かるように記載すること。

エ 留意事項

① 提出書類の提出形式

Portable Document Format 形式（PDF 形式）とすること。

② 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位等

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。また、提出書類のサイズは A4 とし、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

（4）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 提出書類に基づき、対面形式により 1 者につき 25 分（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分）で実施する。

イ プrezentation は技術提案書の範囲内とする。また、ヒアリングは提出書類全般についても確認する場合がある。

ウ プrezentation に参加できる者は、3 名までとする。なお、本事業の責任者は必ず出席すること。

エ プrezentation に必要なディスプレイは事務局で用意する。なお、提出者側で用意した機材を使用することも可能である。

（5）選定後の手続き

選定後、市が最適者として特定した者を運行事業に係る随意契約の相手方とし、市と最適者との間で事業内容を協議のうえ、協定を締結する。なお、協議が不調のときは、次点者を運行事業に係る随意契約の相手方とし、事業内容を協議のうえ、協定を締結する。この場合

において、最適者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

9 その他

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲内で使用する。また、提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例39条）に規定する開示請求の対象となる。
- (2) 本プロポーザルに関する経費は、全て提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (3) 提出書類の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出者が本要領の参加資格及び条件に該当しない場合、当該提出者を失格とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、当該提出者を失格とする。
- (6) 提出書類について、必要に応じて、事務局から疑義照会を行うことがある。
- (7) 審査の経緯及びその内容は、審査結果として公表する部分を除き非公開とし、これに関する問合せにも応じない。また、審査結果についての異議は受け付けない。
- (8) 契約締結の日までの期間において、本プロポーザルに関して不正行為が判明した場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

10 事務局

小牧市都市政策部都市整備課交通政策係（市役所東庁舎2階）
〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
電話：0568-76-1138（直通）
Mail：toshiseibi@city.komaki.lg.jp

様式第1

質問書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルについて、次の項目について質問します。

質問箇所	質問事項

(担当部署連絡先)

担当部署・担当者

連絡先 E-mail アドレス

連絡先電話番号

注)

1. 代表者印等の押印は不要とする。
2. 項目番号はつけないものとする。
3. 質問箇所については、掲載箇所、頁数など詳しく明示すること。
4. 質問項目が4以上になる場合、適宜表を追加すること。

様式第2

参 加 表 明 書

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルに関係書類を添えて参加を表明します。

なお、こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル実施要領「7 参加資格及び条件」のいずれにも該当する者であること並びに提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

(宛先)

小牧市長

提出者

所在地

商号又は名称

代表者

作成者

担当部署

氏名

T E L

E-mail